

令和8年度

製品・サービス開発等

支援事業補助金

交付対象事業者募集

＼新たなチャレンジを応援／



○気仙沼市製品・サービス開発等支援事業とは・・・

市内事業者のチャレンジを後押しするため、新商品・新サービス・ふるさと納税返礼品などの開発等に要する一定の経費を補助する制度です。

補助対象者

- ①市内に住所を有する個人事業主
- ②市内に事業所、工場又は店舗を有する法人
- ③主に市内に所在する者で構成され、かつ規約等において代表者及び総会等の運営方法の定めがある団体

補助対象事業

- ①新商品の開発・改良
- ②サービス（消費者の利便性を向上させ、若しくは新たに付加価値を創出する取組み又は仕組み）の開発・改良
- ③ふるさと納税返礼品を新たに開発する事業
- ④登録済みのふるさと納税返礼品を改良し、または製造・加工等の体制を強化する事業
- NEW** ⑤製品・サービスの開発等に伴い、生産の拡大、既存設備の効率化等を図るため、新たに機械、装置、器具又は備品等の生産設備等を導入する事業（ただし、単なる既存機器の更新、不具合又は劣化に伴う機器の入れ替え及び汎用性が高い機器への入れ替えは対象外）

補助金上限額・補助率

補助対象事業①～④ 補助金上限 **50万円**（補助対象経費の2分の1以内）

NEW 補助対象事業⑤ 補助金上限 **200万円**（補助対象経費の3分の2以内）

申請期間

4月13日(月) ▶ 5月15日(金)

お問合せ先
提出先

〒988-8501 気仙沼市八日町一丁目1番1号

気仙沼市 産業部 産業戦略課物産振興係

TEL 0226-22-3432 FAX 0226-24-1226

補助対象経費(新商品・ふるさと納税返礼品の開発等)

- (1)マーケティング等調査費
 - (2)コンサルティング経費（研修費を含む。）
 - (3)試作・開発費（原材料費（未使用部分を除く。）等）
 - (4)商品パッケージ等作成費（経費総額40万円を上限とし、試作に係るデザイン設計費、印刷費及び包装費等に限る。）
 - (5)成分分析費及び検査費
 - (6)産業財産権取得経費（経費総額40万円を上限とし、出願料及び出願に係る弁理士費用等に限る。）
 - (7)機械・機器類購入費及びレンタル料（開発等に必要な機器として、特に必要と認められるものに限る。）
- ※商品パッケージ等作成費のみの申請の場合は、補助上限額は5万円となります。

補助対象経費(サービスの開発等)

- (1)コンサルティング経費（研修費を含む。）
- (2)サービス開発・導入費
- (3)パンフレット等作成費（経費総額40万円を上限とする。）
- (4)産業財産権取得経費（経費総額40万円を上限とし、出願料及び出願に係る弁理士費用等に限る。）
- (5)備品購入費及びレンタル料（経費総額50万円を上限とし、特に必要と認められるものに限る。）
- (6)広告宣伝費

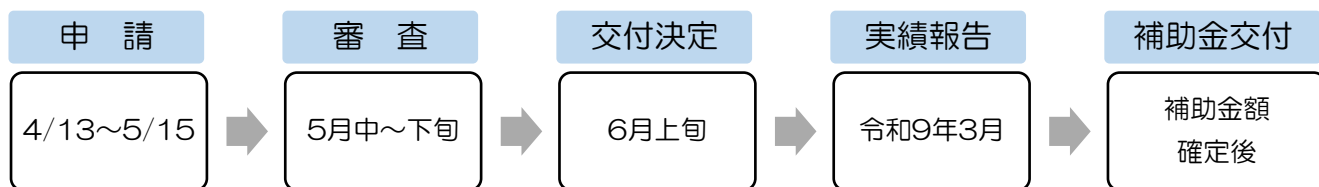
補助対象経費(生産設備等の導入)

- (1)生産又は販売の拡大に資する機器の購入費
- (2)機器購入と一体的に発生する経費（ソフトウェア購入費、機器運搬費等）
※人件費や光熱水費、通信費、保険料や振込手数料等の事務費を除く。
※既存機器と比較して生産力が拡大・効率化が客観的に確認できる資料（パンフレット等）を添付してください。

提出方法

必要書類に記入し、郵送または直接提出してください。

日程（予定）



※補助対象経費は、交付決定日以降のものが対象となります。

申請様式等、詳しくは市ホームページをご覧ください。